

## 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶。

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

以上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- 1 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- 2 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

### 面積

本書に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、平成12年国勢調査結果による「総務省GISプラザ」のデータを基に、平成17年国勢調査において国勢統計区の区域を変更した区域の面積を増減し、国土交通省国土地理院が公表している行政区の面積に一致するように京都市総合企画局情報化推進室情報統計課で調整したものである。

なお、人口集中地区の面積は総務省統計局において測定したものである。

## 年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 1 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 2 有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 3 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 4 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

## 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」及び「その他（無国籍及び国名不詳を含む。）」の12に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は、「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、「調査票の国名欄に記入された国」

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- 1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。

なお、世帯の単位は、原則として下記1、2及び3は棟ごと、4は中隊又は艦船ごと、5は建物ごと、6は一人一人である。

- 1 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- 2 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- 3 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- 4 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- 5 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- 6 その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- 1 親族世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれる。例えば、「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。
- 2 非親族世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係に関係にある者がいない世帯
- 3 単独世帯 — 世帯人員が一人の世帯

## 母子世帯・父子世帯

母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

## 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

- 1 住宅 — 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む）。  
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区分ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

- 2 住宅以外 — 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

- 1 主世帯 — 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

- (1) 持ち家 — 居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

- (2) 公営の借家 — その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

- (3) 都市機構・公社の借家 — その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

- (4) 民営の借家 — その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

- (5) 給与住宅 — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

なお、この場合、家賃の支払の有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

- 2 間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階」、「15階以上」の五つに区分している。

- 1 一戸建 — 1建物が1住宅であるもの。

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

- 2 長屋建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

- 3 共同住宅 — 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含ま

れる。

- 4 その他 ― 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

## 人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに設定された。

平成17年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定されている。

- 1 平成17年国勢調査基本単位区（注）を基礎単位地域とする。
- 2 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接していること。
- 3 それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表わすという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

### （注）基本単位区

基本単位区とは、学校区、町丁・字など、市区町村を細分した地域についての結果を利用できるようにするために、平成2年国勢調査の際に導入された地域単位のことをいう。

街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画とし、それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としている。京都市の場合は、住居表示を実施していないので、後者により設定されている。この基本単位区の境域は、地域を固定して時系列比較をするために導入されたことから、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由以外は変更されない。京都市では土地区画整理事業の完了に伴い、今回の調査で変更した区域がある。

## 国勢統計区

国勢統計区は、国勢調査をはじめとする各種統計調査の統計表章単位として用いるために、原則として人口20万人以上の市及び人口20万人未満の県庁所在地を対象として、市の行政上の利用を考慮し、かつ、人口1万人程度の恒久的な地域として設定されている。

この国勢統計区は、昭和45年国勢調査のときに初めて設定され、本市では、おおむね元学区を基礎にしており、平成17年国勢調査においては、225の国勢統計区を設定している。